

# 金城学院大学動物実験委員会規程

(2006年6月12日制定)

最終改定 2011年12月12日

(根拠)

第1条 この規程は、金城学院大学動物実験指針に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する教員の中から5名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する教員の中から2名
- (3) その他学識経験を有する教員の中から1名

2 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

(運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、出席した委員の過半数により決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

3 審査の対象となる研究に関わる委員は、該当事項の審議、議決に加わることはできない。

4 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(業務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 動物実験計画書の審査
- (2) 動物実験に関する指導助言
- (3) 教育訓練の実施
- (4) その他、動物実験に関する事項

2 委員会は、動物実験に関して、申請がない場合でも委員会が必要と認めた場合、申請を求めることができる。

(審査の判定)

第7条 学長は、委員会の審査結果をもとに、次の各号に掲げる区分により判定する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認

(判定の通知)

第8条 委員長は、審査終了後、速やかに申請者に対して審査の結果を文書で通知しなければならない。

(研究結果の報告)

第9条 申請者は、当該研究終了後、速やかに研究結果にかかる報告書を委員長を経て学長に提出しなければならない。

(改善措置等)

第10条 学長は、研究結果にかかる報告をもとに、必要があれば改善措置等の指示を行う。

(施行細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、これを別に定める。

(所掌事務)

第12条 委員会に関する事務は、教育研究支援部がこれを行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2006年6月12日常任理事会)

- 1 この規程は、2006年6月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず2008年3月31日までとする。

附 則 (2011年12月12日常任理事会)

この規程は、2011年12月26日から施行する。